

【参考資料】

湯河原町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 (1) (略) (4) (略) <u>(5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> (協議結果の取扱い) <u>第7条 (略)</u> (庶務) <u>第8条 (略)</u> (その他) <u>第9条 (略)</u>	(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 (1) (略) (4) (略) <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(運賃協議部会)</u> <u>第7条 地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置くことができる。</u> <u>2 運賃協議部会は、次に掲げる者をもって組織する。</u> <u>(1) 湯河原町交通政策所管課長</u> <u>(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u> <u>(3) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者</u> <u>(4) 関係住民の意見を代表する者</u> <u>3 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。</u> <u>4 運賃協議部会で協議が調った事項について、部会長は、交通会議に報告する。</u> <u>5 運賃協議部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。</u> (協議結果の取扱い) <u>第8条 (略)</u> (庶務) <u>第9条 (略)</u> (その他) <u>第10条 (略)</u> 附 則	削る

現 行	改 正 後	備 考
	この告示は、公表の日から施行する。	